

令和5年第9回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和5年9月25日(月)
開 会 午後1時30分 閉 会 午後1時45分
- 2 場 所 羽咋市役所203会議室
- 3 出席委員(9人)
①屋後 浩幸 ②岩城 一成 ③徳島 伸精 ④山上 克秀
⑤長濱 恵司 ⑨高田外喜子 ⑩糺田 幸雄 ⑪川井 良平
⑫村 桂司
- 4 欠席委員(3人)
⑥山本 泰夫 ⑦松生 朋広 ⑧中村 武史
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員(4人)
⑬川口 勝博 ⑭悦永 秀雄 ⑮宮下 昇 ⑯平内 義博
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(8人)
⑬榊谷 武史 ⑭松岡 清司 ⑮村田 清二 ⑯大谷 辰伸
⑰濱名 猛 ⑱稲農 幹夫 ⑲瀬戸 清明 ⑳石野 公章
- 7 事務局員 清水事務局長、奥次長、石端主事
- 8 付議案件
(1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
(2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
(3) 農用地利用集積計画について
- 9 議事録署名委員 3番 徳島委員 4番 山上委員
- 10 会議の結果
議案3件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要
事務局長 それでは、ご案内の時間になりましたので、ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。
それでは、委員さんの欠席届についてご報告申し上げます。6番、山本委員さん、7番、松生委員さん、8番、中村委員さんから欠席の旨の連絡が入っております。
ただいまの出席委員は9名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき在任委員12人の過半数を超える出席でありますので、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。
それでは、村会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長 (挨拶)
事務局長 ありがとうございます。
それでは、本日の議件につきましてご案内いたします。
・議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について
・議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
・議案第3号 農用地利用集積計画について
となっております。
なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をよろしくお願いたします。
議 長 では、ただいまから会議を開きます。

本日の議事録署名員に、3番 徳島委員、4番 山上委員を指名します。
では、会議を始めます。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題
とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」ご説明
します。

議案書2ページをご覧ください。

整理番号1番は地役権設定による申請であり、申請地は〇〇町の田1筆
で、全体面積1,084㎡のうち対象となる面積は194.05㎡となっております。

位置図は3ページをご覧ください。

地役権設定者及び地役権者は議案書に記載のとおりです。

地役権設定者の申請事由は、相手方の要望によるもので、地役権者の申
請事由は、送水管布設によるものです。

続きまして、整理番号2番の申請地は〇〇町の田4筆で、面積は23,290
㎡です。

位置図は4ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。

譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権
移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による10,819 a です。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番、〇〇委員さん。

担当委員 〇〇さんのほうへ行ってまいりました。そうしましたら、〇〇さんのほう
から送水管を布設するための用地194.05㎡について借り受けしたいと
いうことであります。本人も了承しておりますし、特に問題ありません。

議長 ありがとうございます。

整理番号2番は、〇〇委員さん、事務局お願いします。

担当委員 〇〇委員さんのほうから事前にお話を聞いておりましたので、ご報告を
させていただきます。

特に問題がないということでした。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それぞれ担当委員さんにご異議なしということですが、何かご意見ござ
いませんか。

委員 この送水管布設の幅ってどれくらいなのか。要するに言いたいのは、こ
の送水管を使うことで〇〇さんの会社の水を取るために使うのか。

議長 水の配水でしょ？

事務局 〇〇委員さんの説明の補足をさせていただきます。

もともと田んぼに送水管が入っていたそうです。7月に〇〇さんのほう
から〇〇さんのほうに3条の申請が出まして〇〇さんになったんですが、
今回〇〇さんのほうが、もともと〇〇さんと〇〇さんということで同じよ
うな持ち主ということだったんですけども、今度持ち主が変わったこ

とで改めて従来あった送水管を使う、そのための地役権の設定という形になります。今改めて送水管を埋設するわけではなくて、従来あった送水管を使う方と所有者が代わったことで地役権の設定を3条申請という形で行われたものであります。

委員
事務局

地役権だけの話か。

そうです。

所有権の移転ではなくて地役権です。

事務局
委員
事務局

よく一般的にあるのは、〇〇さんなんかの送電線ありますよね。

あれは地上権の話やけど。

地役権の一種なんですけれども、耕作自体には影響がないということが前提でそういう権利を設定する、今回は地面の大分下なことなもんですから。

改めて送水管を布設と書いてあったから新たに造るのかと思った。違うのか。

事務局
委員

あぜの下にもう入っています。

分かった。それならいい。

議長
全委員

ほかに何かご意見ございませんか。

はい。

議長
全委員

なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

はい。

議長

では、異議なしと認め、「議案第1号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の5ページをご覧ください。

「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」であります。

整理番号1番、申請地につきましては〇〇町の畑1筆で、面積は191㎡になります。

場所につきましては6ページになります。

申請人は議案書のとおり。

転用目的は、自己住宅用地とするための申請となっております。

申請地につきましては、農振地域外で第1種住居地域に指定された都市計画区域であることから、第3種農地と判断しております。

以上です。

議長

ありがとうございます。

担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番、〇〇委員さん。

担当委員

双方ともに遠方ですので代理人の〇〇行政書士さんに確認をしております。

住宅を建てるということなんです、周辺は既に住宅地等になっており、特に問題はないと思います。

以上です。

議長

ありがとうございます。

担当委員さんにご異議なしということなので、何かほかにご意見ござい

ませんか。

全 委 員 なし。
議 長 なければ、原案どおり上申してもよろしいでしょうか。
全 委 員 はい。
議 長 では、異議なしと認め、「議案第2号」は原案どおり上申することに決定いたします。

事 務 局 次に、「議案第3号 農用地利用集積計画について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
「議案第3号 農用地利用集積計画について」ご説明します。
議案書9ページをご覧ください。
利用権設定の概要です。
今回は畑3筆の設定があり、合計面積は5,066㎡です。
権利設定期間別に見ますと、10年以上の畑が3筆の権利設定となっております。
申請件数は、貸手農家が1件、借手農家が1件となります。
各筆明細の一覧は、10ページに記載しております。
申請件数は1件で、新規設定となります。また、今回申請されたもの全てが、農地中間管理機構を利用した集積計画一括方式による設定です。
案件全てが農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしております。
事務局からの説明は以上です。

議 長 ありがとうございます。
ただいま事務局の説明が終わりました。何かご意見があればお願いします。
なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員 はい。
議 長 では、異議なしと認め、「議案第3号」は原案どおり承認することに決定いたします。
以上で本日の全議案の審議が終了しました。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人